

春日井市告示第139号

平成12年春日井市告示第22号（化学分析等に係る手数料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月20日

春日井市長 伊 藤 太

表を次のように改める。

区分	項目	単位	手数料の額（円）	徴収の時期
水質分析	透視度	1項目につき	550	分析検査依頼日より15日以内
	水素イオン濃度(pH)、電気伝導率	1項目につき	660	
	残留塩素	1項目につき	990	
	塩化物イオン	1項目につき	1,320	
	浮遊物質(SS)	1項目につき	1,760	
	よう素消費量	1項目につき	2,200	
	化学的酸素要求量(COD)、蒸発残留物	1項目につき	2,310	
	大腸菌群数、六価クロム、マグネシウム、カルシウム	1項目につき	2,420	
	全シアン、ほう素、一般細菌数、強熱残留物	1項目につき	2,530	
	フェノール類	1項目につき	2,750	
	亜鉛、銅、全クロム、カドミウム、鉛、ニッケル、全マンガン、全鉄、アルミニウム	1項目につき 1項目増すごとに	2,750 880	
	亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、硫酸イオン	1項目につき 1項目増すごとに	2,860 1,540	

		強熱減量	1 項目につき	2, 970
		溶解性鉄、溶解性マンガン	1 項目につき 1 項目増すごとに	2, 970 880
		全りん	1 項目につき	3, 080
		ノルマルヘキサン抽出物質、 ひ素、総水銀、溶解性物質	1 項目につき	3, 190
		全窒素、セレン、アンモニア性 窒素、ナトリウム	1 項目につき	3, 410
		生物化学的酸素要求量(BOD)、 陰イオン界面活性剤	1 項目につき	3, 520
		ふっ素	1 項目につき	3, 630
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 項目につき	4, 400
		アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 物	1 項目につき	5, 170
		シマジン、チオベンカルブ	1 項目につき 1 項目増すごとに	18, 370 4, 840
		1, 4-ジオキサン	1 項目につき	22, 770
		ジクロロメタン、四塩化炭素、 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス- 1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ト リクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン、1, 3-ジクロロ プロペン、ベンゼン、トランス - 1, 2-ジクロロエチレン	1 項目につき 1 項目増すごとに	23, 100 3, 630
廃棄 物、 土壌 及び 汚泥 分析	溶出試験	水素イオン濃度 (pH)	1 項目につき	770
		塩化物イオン	1 項目につき	1, 540
		全シアン	1 項目につき	3, 080
		六価クロム	1 項目につき	3, 190
		ほう素	1 項目につき	3, 300
		銅、鉄、マンガン、全クロム、 亜鉛、カドミウム、鉛、ニッケ ル、アルミニウム	1 項目につき	3, 630
		ひ素、総水銀	1 項目につき	3, 960

		ふっ素	1 項目につき	4, 070
		セレン	1 項目につき	4, 290
	成分試験	含水率	1 項目につき	2, 420
		強熱残留物	1 項目につき	2, 640
		強熱減量	1 項目につき	3, 080
		熱しゃく減量	1 項目につき	3, 850
	悪臭分析	アンモニア	1 項目につき	4, 840
		敷地境界 硫化水素、メチルメルカプタン、 硫化メチル、二硫化メチル	1 項目につき 1 項目増すごとに	18, 150 6, 600
		排水 硫化水素、メチルメルカプタン、 硫化メチル、二硫化メチル	1 項目につき 1 項目増すごとに	14, 960 6, 930
	試料採取		1 件につき	7, 210
	試料調製		1 件につき	3, 090

備考 この表に定めのない試験項目についての手数料の額は、この表に定める試験項目の手数料の額を基準として市長が定める額とする。

春日井市告示第33号

平成12年春日井市告示第22号（化学分析等に係る手数料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

春日井市長 石 黒 直 樹

表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。